7．振込口座の名義変更について

＊退会後の氏名変更

・振込口座の名義変更

・退職給付金は、死亡退職や口座凍結等の場合を除き、本人名義の口座に振り込むことになっていますので、退職届兼請求書の「会員氏名」「受取氏名者」「振込先口座名義人」の３か所は、必ず同一であることが必要です。
一か所でも異なると支給手続きがなされませんので、注意してください。

・退職する会員が結婚等で氏名を変更する場合、手続きは次のいずれかとなります。

（1）氏名を変更しないで、全て旧氏名（会員台帳に登録された氏名）で手続きする。
退職給付金の支給後に、金融機関の名義変更等を行う。

（2）会員の氏名等の変更（P12 参照「共済会会員変更届」（様式第 10 号））を提出したのち、全て新しい氏名で手続きする。